

総務常任委員会資料

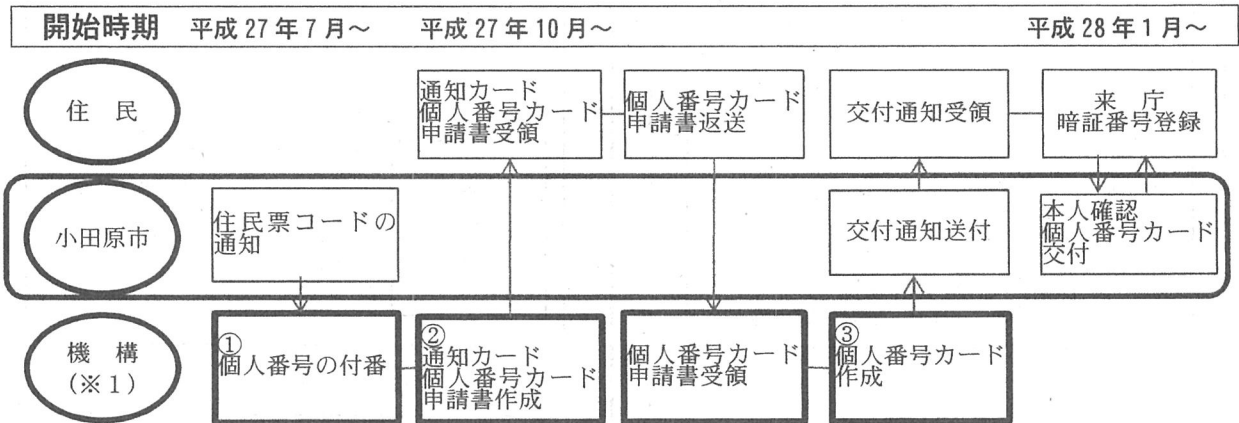
資 料 名	所 管 課	頁
個人番号カード交付事業について	戸籍住民課	1

平成27年 6 月12日

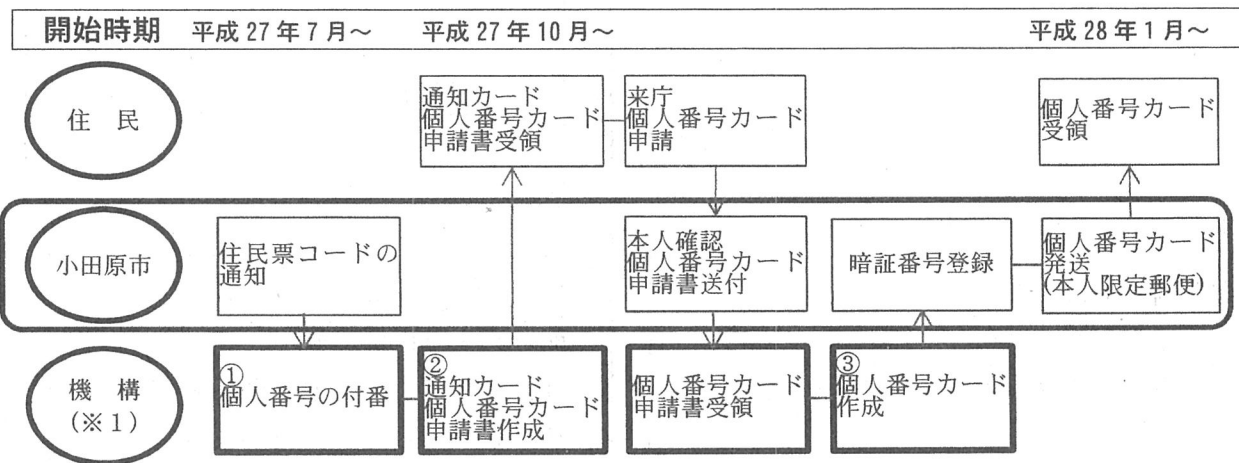
個人番号カード交付事業について

1 個人番号カードの交付

(1) 交付時来庁方式(本庁・マロニエ住民窓口の2か所)



(2) 申請時来庁方式(本庁・支所・住民窓口・連絡所の12か所)

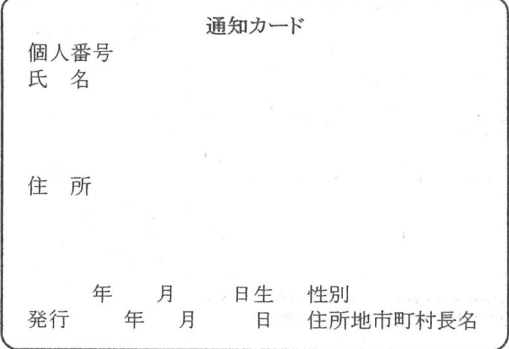


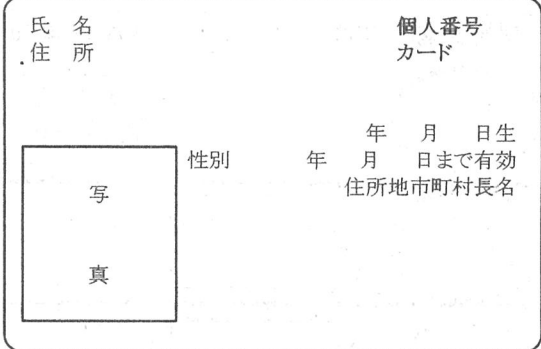
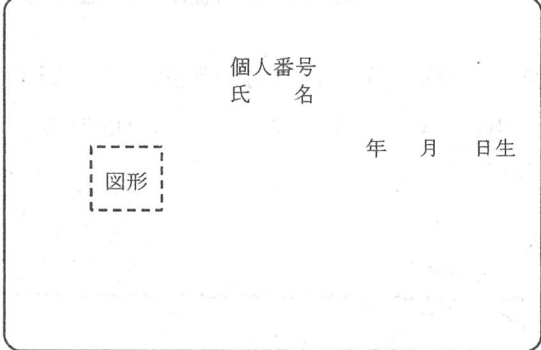
※1 地方公共団体情報システム機構の略

2 個人番号カード交付事業費(補正額81,678千円)

区 分	内 容
申請受付等委託料(8,457千円)	労働者派遣、交付窓口整備
カード交付機器借上料	タッチパネル機器借上(平成27年度債務負担行為設定額の増額)
事務費交付金(67,802千円) (※2)	機構への通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金(財源:個人番号カード交付事業費補助金 10/10)
郵送料等	個人番号カード交付通知書・個人番号カード郵便料金、暗証番号設定依頼書印刷製本費

※2 機構が行う、①個人番号の付番②通知カード・個人番号カード申請書の作成・住民への送付③個人番号カードの作成・小田原市への送付が、事務費交付金の対象となる。

通知カード	
1 様式	 <p style="text-align: center;">通知カード</p> <p>個人番号 氏名</p> <p>住所</p> <p>発行 年 月 日 日生 性別 年 月 日 住所地市町村長名</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成交付	<ul style="list-style-type: none"> ○全国民に簡易書留にて送付されるため、来庁の必要なし ○全市町村が共同で機構に委任 ○手数料：なし ○交付事務は法定受託事務
3 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ○なし
4 用途	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能

個人番号カード	
(表)	
 <p>氏名 住所 個人番号カード</p> <p>性別 年 月 日 日生 年 月 日まで有効 住所地市町村長名</p> <p>写真</p>	
(裏)	
 <p>個人番号 氏名</p> <p>年 月 日 日生</p> <p>図形</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載（裏面） ○顔写真を券面に記載 	
<ul style="list-style-type: none"> ○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書が送付され、交付時または申請時に市町村窓口へ1回のみ来庁（顔写真確認等） ○全市町村が共同で機構に委任 ○手数料：無料（電子証明書含む） ○交付事務は法定受託事務 	
<ul style="list-style-type: none"> ○発行日から申請者の10回目の誕生日まで（ただし、20歳未満の者は、申請者の5回目の誕生日まで） ※電子証明書は、発行日から5回目の誕生日まで 	
<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等） ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 	

平成27年小田原市議会6月定例会

総務常任委員会追加資料

資 料 名	所 管 課	頁
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） の概要について	戸籍住民課 行政管理課	1

平成27年 6 月12日

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の概要について

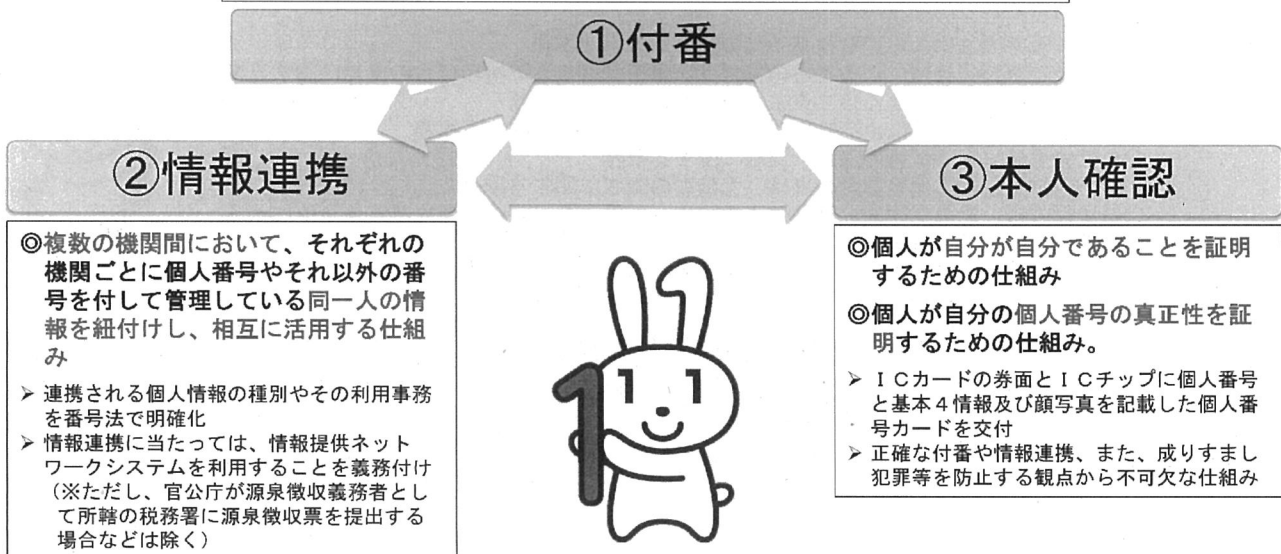
1. 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



2. マイナンバー制度の仕組み

- ◎個人に
 - ①悉皆性(住民票を有する全員に付番)
 - ②唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
 - ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
 - ④最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組み。
- ◎法人等上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。



3. マイナンバーの利用の範囲

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



<ul style="list-style-type: none"> 年金の資格取得や確認、給付 雇用保険の資格取得や確認、給付 ハローワークの事務 医療保険の保険料徴収 福祉分野の給付、生活保護 など 	<ul style="list-style-type: none"> 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載 税務当局の内部事務 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金の支給 被災者台帳の作成事務 <p style="text-align: right;">など</p>
--	--	--

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバーの利用の範囲		別表第一(第9条関係)
社会保障分野	年金分野	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
	税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。
災害対策分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。	



上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に使用

4. マイナンバー制度導入によるメリット

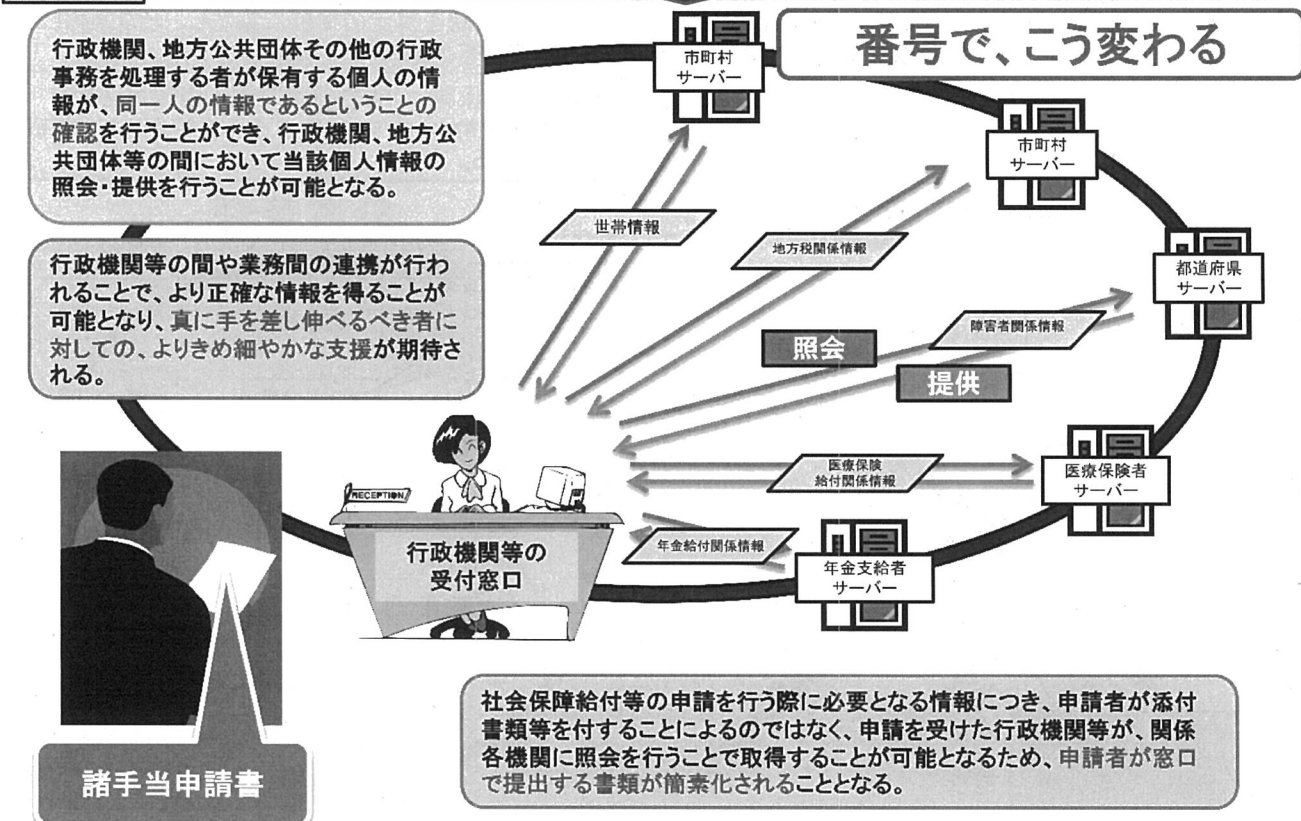
導入前



行政



導入後



5. マイナンバー制度における安心と安全の確保

制度に対する国民の懸念

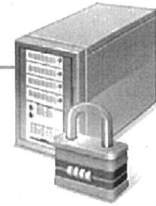
- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施

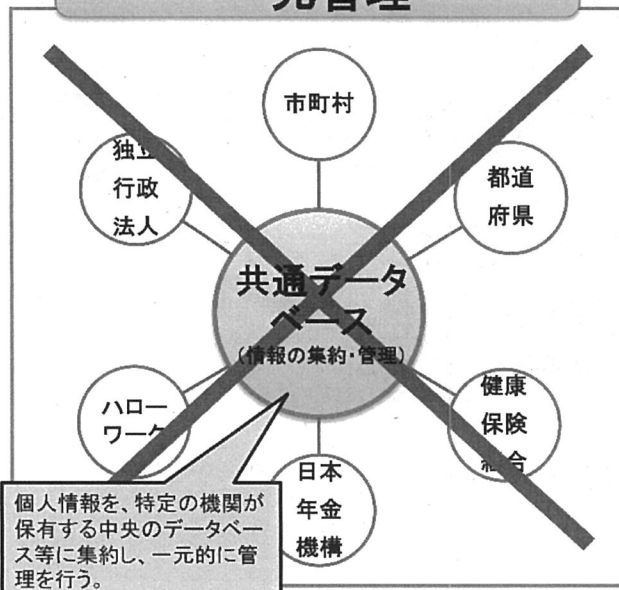


個人情報の管理方法について

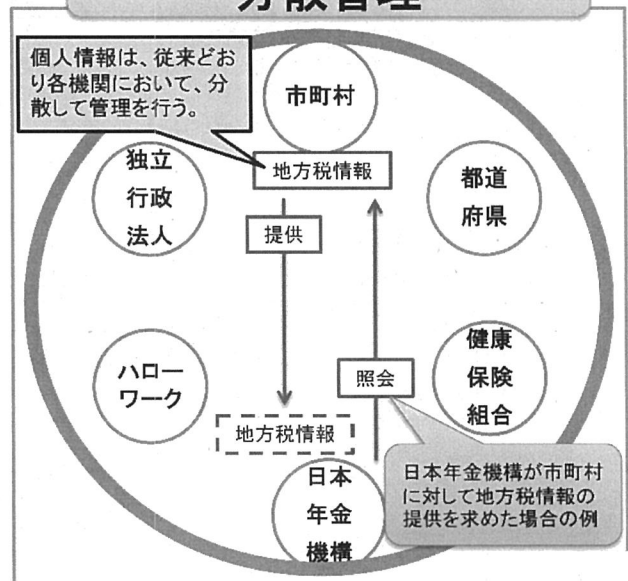
✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに関し、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。

一元管理



分散管理



特定個人情報保護委員会

※番号法及び関係政令に基づき2014（平成26）年1月1日設置

任務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

根拠法令等

番号法第26条・第27条

特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日公布、4月20日施行）

特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日公表、4月20日適用）

罰則の強化

行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
		行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1 個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2 上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3 情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5 国の機関の職員等が、職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6 委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7 委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8 委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9 偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	

6.マイナンバー導入までのスケジュール

今年10月から、住民票を有する人に12桁のマイナンバーが通知される。平成28年1月からマイナンバーの使用が開始され、希望者には本人確認や電子申請などに使用できる「個人番号カード」の交付が始まる。

